

阿見町議会会議録

令和2年第5回臨時会

(令和2年11月30日)

阿見町議会

令和2年第5回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	35
◎第1号(11月30日)	37
○出席, 欠席議員	37
○出席説明員及び会議書記	37
○議事日程第1号	39
○開 会	40
・会議録署名議員の指名	40
・会期の決定	40
・諸般の報告	40
・議案第89号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	41
・議案第90号から議案第93号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	43
○閉 会	47

第 5 回 臨 時 会

阿見町告示第245号

令和2年第5回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和2年11月16日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和2年11月30日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 令和2年12月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定について
- (2) 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
- (3) 阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- (4) 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
- (5) 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第 1 号

[11 月 30 日]

令和2年第5回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月30日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君		
副町	長	坪田	匡弘	君		
教	育	長	湯原	正人	君	
町	長	公室	長	小口	勝美	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	朝日良一君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長	建石智久君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
人事課長	青山広美君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和2年第5回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和2年11月30日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第89号 令和2年12月における阿見町特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例の制定について

日程第5 議案第90号 阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第91号 阿見町特別職の職員で常勤のものの特例に関する条例の一部改正について

議案第92号 阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

議案第93号 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

午前10時00分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和2年第5回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 栗田敏昌君

4番 石引大介君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決しました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第89号から議案第93号、以上5件であります。

次に、監査委員から、令和2年10月分から令和2年11月分に関する例月出納検査結果についての報告がありましたので、報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第89号 令和2年12月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第89号、令和2年12月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第5回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第89号の令和2年12月における阿見町特別職の職員で常勤のものの期末手当の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、相次ぐ職員の事務処理ミスに対する特別職の責任として、令和2年12月の期末手当の額を、町長においては100分の20に相当する額、副町長においては100分の10に相当する額をそれぞれ減ずることとする特例条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 非常に重い処分をね、自ら課していると思いますね。通常、労働者というか働く人たちがね、20%ね、減額されるというのは相当重いものに相当します。そういう意味ではね、町長、副町長が町を背負って立つというか、その責任の重さを感じてらっしゃるんですが。

この事務ミスに関して、町長、副町長は、けじめっていうわけじゃないけれども、責任を取ることなんだけれども、町長、副町長以外の通常の職員というのかな、職員ではどういう処分があったんですか。

○議長（久保谷充君） 副町長坪田匡弘君。

○副町長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

職員に関しては、職員の懲戒処分等の基準というのがございます。重いものから免職、停職減給とかの処分があるわけですが、そういう処分ごとの基準というのがございます。それに照らし合わせますと、今回の職員は懲戒処分に当たらないというふうに判断しまして、懲戒処分のその以下の処分、厳重注意という注意を行いました。

以上でございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） そうだと思うんですね。懲戒処分に当たらないわけですよ。厳重処分、結局これは20%、10%を今後もこれ続けるんですか、こういう形で。

○議長（久保谷充君） 副町長坪田匡弘君。

○副町長（坪田匡弘君） 今回、事務ミスが相次いだということと、マイナンバーカードの紛失という重大な事故がございました。それを判断しまして、町長と副町長の責任ということで減額をいたしました。今後はですね、ないことを、ないように努めていきたいと思っております。ミス等が、事故があった場合は、その都度判断していきたいというふうに思います。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） これで終わりにしますけれども、一番の責任の取り方は再発防止だと思いますよ。ですから、しっかり今回けじめをつけるということで、町長、副町長の覚悟を示していただいて、これは町民に対する覚悟と同時にね、職員に対する覚悟だと思うんですね。職員もこれもう協力して、本当にね、事務ミスを防ぐということ、今後やっていただくということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第89号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第89号については原案どおり可決することに決しました。

議案第90号	阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第91号	阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第92号	阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
議案第93号	阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第90号、阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第91号、阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第92号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第93号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第90号から議案第93号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

議案第90号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本年度の人事院勧告に基づく給与改定に関する取扱いが第203回臨時国会で可決、成立したことに伴い、当町におきましても国に準じ、給与条例の改正について提案するものがあります。

この条例改正の主な内容は、期末手当の支給月数を0.05月分引き下げるものであり、本年度は12月期の期末手当を引下げ、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当をそれぞれ0.025月分引き下げるものがあります。

議案第91号の阿見町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につ

いて、議案第92号の阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第93号の阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、一般職の職員の条例改正に準じ、町長、副町長及び教育長の期末手当、任期付職員の期末手当、会計年度任用職員の期末手当について改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） ええとですね、3件か、ごめん、4件ですね、4件共通でお伺いしますけれども、まず1つは、これによって減額される金額というのはどの程度になるんですか。減額されるっていうか、減額されますよね。そうすると、どのぐらいの財源になる、財源というのもおかしいな。どのぐらいの金額になるんですか、これ。

○議長（久保谷充君） 人事課長青山広美君。

○人事課長（青山広美君） はい、お答えをいたします。

今回の特別給の引下げに伴う影響額ですけれども、概算ですが全体で640万円程度というふうに見込んでございます。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） すいませんでした、その前に聞くのを忘れちゃった。人事院勧告で全国平均、相当あちこちのデータを取ってですね、勧告するようですけれども、通常は倣うわけですね、人事院勧告に倣ってこういう形でやるんですけど、阿見地域ですね、阿見地域の民間給与というかな、一時金、給与等と比較できるデータというのは、人事院の中に見受けられるんですか。

○議長（久保谷充君） 人事課長青山広美君。

○人事課長（青山広美君） はい、お答えいたします。

そもそも人事院勧告はですね、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の全国の民間の事業所のうちからですね、無作為で抽出した約1万2,000件の事業所を対象に給与の実態調査を行って勧告をしているものでございまして、阿見町の給与はその中に入っているかどうかという部分までは確認はできないということになります。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） はい、分かりました。

それでね、減額で、減額っていうのおかしいな、これな。その影響を受ける金額は640万ということなんですけど、これは希望なんですけども、まあ要望というかな、640万、職員の犠牲によって生み出されるというかな、民間と公務員の差を埋めるということになるんだけど、コロナの影響が相当あるというふうに思うんですね。ですから、その640万については一般会計の中に戻すというかな、中から出さなくてもいいような形になるんでしょうけども、コロナ対策で何か使ってほしいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君） 町長公室長小口勝美君。

○町長公室長（小口勝美君） はい、お答えいたします。

影響額として出てくる金額についてコロナ対策に充当したらいいだろうという御提案ですが、一応いろいろ臨時交付金とかも頂いて事業を進めておりますので、そういう中で必要に応じて内部的に検討して、有効に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号から議案第93号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

10番永井義一君。

○10番（永井義一君） ええと、反対討論でよろしいわけですね。

○議長（久保谷充君） はい。

○10番（永井義一君） はい。私は、まず議案第90号の阿見町職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第92号、阿見町の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、議案第93号、阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についての3点について反対討論を行います。

人事院勧告は、10月7日、職種別民間給与実態調査、これを結果として、国家公務員の期末手当、勤勉手当の年間の平均支給月数が、民間事業所の特別給の支給割合を0.04か月分上回っていると発表しました。それに基づいて、人事院は国会と内閣に対して国家公務員の一時金を0.05か月分引き下げる勧告を行いましたということが書かれております。

先ほど質問の中で聞きましたけれども、ちょっと調べてみたら約10年ぶりだそうです。公務員の給与は民間の給与体系に影響を与えています。民間の支給割合との均衡を図るためと言っていますが、コロナ禍の下で精いっぱい頑張っている職員や任期付職員に対して期末手当を引き下げることにはできません。よって、この議案第90号、92号、93号については反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 私は、議案第90号から議案第91号について、賛成の立場から討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症による町民の経済活動や日常生活は大きな打撃を受けております。町も町民を支援するために様々な対策を打っていますが、コロナによる影響は収束の兆しが見えないばかりか、今後も長期的な影響を受けることが予想されます。そうした中で、民間の給与に準ずる公務員の期末手当が減額されることはやむを得ないと思います。

減額された財源については、町民の経済活動や生活支援に有効に使われ支出されることを要望し、賛成討論とします。

もとい、それで減額という言葉をちょっと私、今、言ったんですけども、民間に合わせるということで引き下げられたということに訂正します。

○議長（久保谷充君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第90号から議案第93号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第93号を採決いたします。すみません。もとい、初めに議案第90号を採決いたします。

議案第90号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第90号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第91号を採決いたします。

議案第91号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第92号を採決いたします。

議案第92号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第92号は原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第93号を採決いたします。

議案第93号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君） 起立多数であります。よって、議案第93号は原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第5回阿見町議会臨時会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午前10時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 栗 田 敏 昌

署 名 員 石 引 大 介